

報道発表資料

令和2年9月3日(木)

【照会先】

山形労働局労働基準部賃金室 賃金室長 阿部 浩志 賃金指導官 中里 康浩 電話 023 - 624 - 8224 FAX 023 - 624 - 8345

報道関係者各位

山形県最低賃金を 10 月3日から時間額793円に引上げ

一本日官報公示一

山形労働局長(局長:河西直人)は、山形県最低賃金について、山形地方最低賃金審議 会(会長:山上朗 弁護士)の答申(本年8月7日)を受け、現行の時間額790円を3 円引上げ793円(引上げ率0.38%)とする改正決定を行い、本日(9月3日)付けの 官報により公示されました。

これにより、本年10月3日から、山形県内で事業を営む使用者及びその事業場で働く すべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。)に、改正後の山形県最低 賃金、時間額793円が適用されます。

山形労働局では、山形県最低賃金の引上げに伴い、改正最低賃金の周知広報及び法令導 守に向けた監督指導を行うこととしています。

また、最低賃金引上げの環境整備のための支援として、「業務改善助成金」「キャリアア ップ助成金」の周知とその利用促進についてや、中小企業・小規模事業者の方々からの相 談に対応するための「山形働き方改革推進支援センター」の活用についても、引き続き各 業界団体等に働きかけることにしています。

別添 令和2年度地域別最低賃金答申状況